

港区職員における ハラスメント防止宣言

ハラスメントは、職員の人権や安全で健康に働く権利を侵害し、職務意欲の低下と職場環境の悪化をもたらすものです。

また、職務の円滑な遂行を阻害し、区政の効率的運営に重大な影響と損害を与えるものです。

区は、職場におけるあらゆるハラスメントを防止し、ハラスメントの根絶と誰もが働きやすい職場環境の実現に全庁が一丸となって取り組んでいく姿勢を明らかにするため、次のことを宣言します。

1

誰もが生き生きと安心して働くことができる職場であり続けるため、区の業務に関わる全ての者に対して、人格又は尊厳を侵害する等の不適切な言動を行うことは断じて許さず、あらゆるハラスメントの防止に取り組みます。

2

異なる意見や立場、多様な価値観を認め合い、互いを尊重し合う対話を実践し、円滑なコミュニケーション、相互理解、信頼関係の構築によって、ハラスメントが生じない良好な職場環境をつくります。

3

暴行、脅迫その他の違法な行為又は正当な理由がない過度な要求、暴言等の著しい迷惑行為であって職場環境を害するカスタマー・ハラスメントが行われた場合には、厳正かつ公正な対応により、組織として職員一人一人を守ります。

令和7年4月1日 港区長 清家 愛